

危険物製造所等品名・数量又は指定数量の倍数変更届出書

● 以下のような場合に提出をしてください。

- ・ **危険物の品名を変更する場合**
- ・ **危険物の貯蔵、取扱量を変更する場合**

● 添付書類

共通に必要なもの

- ・ 品名が多い場合別紙で、危険物一覧を提出してください。
- ・ 品名によっては製品安全データシート（MSDS）等が必要になりますので、予防課危険物係へ問い合わせください。

移動タンク貯蔵所の場合

- ・ 複数の油種を積載する場合は混載表
- ・ 積載重量が変更になる場合は重心計算等

【注意】 品名の変更等によって

- ・ 指定数量の倍数が大きくなり、保有空地が変更になる場合。
- ・ 位置、構造、設備等を変更する必要がある場合。
- ・ 審査、検査をする必要が有る場合。

上記については「変更許可申請」になるおそれがあります。詳しくは、予防課危険物係へ問い合わせください。

問い合わせ先

高崎市等広域消防局 予防課 危険物係

電話 027-324-2214 （土・日・祝日を除く、9時から17時）